入札公告の訂正

令和３年１月20日
契約等担当職　日本中央競馬会
法務部契約室長　田原　克彦

◎調達機関番号　236　◎所在地番号　13

○３日競競走調第１号

１　掲載日　令和２年12月21日（号外政府調達第236号）

２　訂正内容　137ページ４段目、日本中央競馬会に係る「入札公告」２日競競走調第５号中、２の⑶中「Tel03―3591―5251」を「keiyaku-qa@jra.go.jp」に、３の⑴中「Tel03―3591―5251」を「keiyaku-qa@jra.go.jp」に、３の⑵中「令和３年１月28日15時00分　日本中央競馬会　本部　９階901打合せ室」を「入札説明会は行わず、メールにて入札説明書等を配布する。」に、３の⑶中「入札説明会の際、直接交付する。」を「令和３年１月28日15時00分以降に⑴のメールアドレス宛に資料配布請求を行った者に対してメールにて交付する。」に、３の⑷中「日本中央競馬会　本部　８階801打合せ室」を「入札説明書に定める方法により実施する。」に、138ページ１段目５の⑹中「Tel03―3591―5251」を「keiyaku-qa@jra.go.jp」にそれぞれ訂正します。

入札公告の取消

令和３年１月20日
国立研究開発法人物質・材料研究機構
契約担当役　総務部門長　松木　秀彰

◎調達機関番号　802　◎所在地番号　08

○第１号

令和２年12月10日付け（号外政府調達第229号）11ページ目掲載の入札公告第40号「強磁場振動試料型磁気測定装置賃貸借　一式」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年１月20日
（契約責任者）中日本高速道路株式会社
東京支社長　中井　俊雄

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東名高速道路（特定更新等）秦野高架橋他１橋支承取替工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所
東名高速道路
自）神奈川県厚木市岡田
至）神奈川県秦野市西大竹

⑷　工事内容　本工事は、秦野高架橋及び南矢名高架橋（上り線）の支承取替を実施するものである。
本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」である。工事期間内において週休２日を達成した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする。

⑸　工事概算数量　支承取替　約140基

⑹　工期　契約締結日の翌日から840日間

⑺　使用する資機材　支承　約140基

⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。

⑽　契約制限価格を上回った場合の取扱い
本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。
見積協議方式とは、全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１者を協議相手として選定し、会社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。

⑾　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システム、郵送または当社ホームページを通じて行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を提出して郵送による紙入札方式によることができる。

⑿　本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用工事である。

⒀　本件は、電子契約によることができる。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

⒁　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

２　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事に格付けされている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事に格付けている者であること。）であること。ただし、令和３・４年度工事競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有していることを条件とする。なお、令和３・４年度工事競争参加資格における当該資格の等級は問わない。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事に格付けされている者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事に格付けされている者であること。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。ただし、令和３・４年度工事競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有していることを条件とする。なお、令和３・４年度工事競争参加資格における当該資格の等級は問わない。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。

⑷　施工実績　平成17年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。なお、求める実績に対して提出できる施工実績は１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績
供用中の国道又は供用中の自動車専用道路において、道路橋の支承取替を実施した工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績
供用中の道路において、道路橋の支承取替を実施した工事

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。